

意見提出が 30 日未満の場合のその理由

平成 27 年 1 月 14 日に閣議決定された平成 27 年度税制改正大綱において、狩猟税の減免措置を講ずることとされました。

当該減免措置については、関係法令を整備した上で、一部を除いて平成 27 年 4 月 1 日から施行される見込みです。本省令案についても、当該狩猟税の減免措置のために必要なものであり、併せて 4 月 1 日に確実に施行することが不可欠です。

さらに、新たに狩猟税の減免の対象となる者等の関係者に対しては、本省令案の公布後に一定の周知期間を設ける必要があります、このような周知期間を設けるためには、パブリックコメントの期間を短縮する必要があります。

このため、本件意見提出については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、三十日を下回る意見提出期間を設定し、意見の募集を行うこととしたものです。